

## 【中小企業の事業再生のポイントシリーズ】

### 法人による被災地支援の際の税制のポイント



#### 1. 説明範囲

熊本地震が発生し、執筆時点でも余震が続いている状態です。

震災により被災した皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震に限ったことではありませんが、災害がおきると経済活動はストップし、何もしなければ現地の中小企業は倒産してしまいます。

それらを防ぐために、震災後には金融面や税制面で様々な支援が制定されることが予想されますが、それらについては、具体的なものが決まったところで紹介させていただくとして、まずは被災していない法人が現地を支援するに当たっての税務上の取扱いについて説明します。

#### 2. 金銭の拠出

##### 個人に対する金銭の拠出

支払相手が従業員などの場合、常識的な見舞金の範囲であれば、税務上も損金となりますが、不特定多数に金銭支援をすることは税務上損金となりません。

よって、不特定多数に対するものは支援活動を行っている団体に対する義捐金の拠出等、間接的に支援する形となります。この場合にも、団体によって全額を損金算入できる場合もあればほとんど損金に算入できない場合もあるので、会社のお金で寄付をする場合には税務上の取扱いを事前に確認した方が良いでしょう。

その他、専属的に下請け企業の従業員に対して見舞金を拠出する場合について、当該下請け企業を通して支給する場合には問題ありませんが、直接支給すると交際費となります。現状の税制ですと、そうであったとしても中小企業であればその事業年度の限度額を超えない限りは問題ありませんが、基本的には当該下請け企業を通して支給することとなります。

##### 法人に対する金銭の拠出

拠出先の法人が、自社の子会社であったり取引先であるなど、支援しない方が自社に悪影響がある場合には、金銭の支出についても損金となります。

しかし、取引先でもない知り合いが経営している会社というだけで、損金にすることはできません。



### 3.. 物品の支給

物品については、緊急的に不特定多数に自社製品を配るような場合には、広告宣伝費に準ずるものとして税務上も損金となります。

また、自社製品に限らず、他社の製品を購入して配る場合であっても、被災地を支援することが会社のイメージアップにつながるなど宣伝効果があると考えられるので、同様に広告宣伝費に準ずるものとして損金となります。

### 4.. 債務の減免

被災企業に対する売上債権や貸付金について、債権放棄をしたり利息の減免をすることも考えられます。

これらについても、当該被災企業の再建を図るものとして常識的な範囲であれば、税務上も寄付金には該当せず損金となります。

### 5.. ボランティアの派遣

従業員がボランティアに行くということも考えられますが、その間の給与については事業に関連性がないのではないかと考える人もいるかもしれませんが、この点についても上記3の場合と同様、当該従業員の給与は損金となります。

### 6.. 注意事項

支援を受ける側の法人について、当該支援の額は受贈益になるので、損失以上に支援を受けるとせっかく受けた支援が税金で目減りしてしまいます。

### 7.. まとめ

支援の相手	税務上の取扱い。
被災した従業員を支援したい	常識的な範囲であれば、福利厚生として税務上も特に問題となりません。 <input checked="" type="checkbox"/>
被災した取引先を支援したい	取引先の再建が当社にとっても必要なのであれば税務上は問題となりません。 <input checked="" type="checkbox"/>
被災した不特定多数の個人・法人を支援したい。	所定の支援団体へ義捐金等を拠出するか、直接的に支援したいのであれば金銭ではなく、物品の支給や人的支援が税務上は望ましい形です。 <input checked="" type="checkbox"/>
被災した取引先で無い特定の法人を支援したい。	税務上は寄付金となるため、それでもやるか、上記の範囲で出来ないか検討することとなります。 <input checked="" type="checkbox"/>

被災地支援に当たりまして、当事務所でも微力ながら力になればと思っておりますので、上記のようなところでお悩みの部分があればぜひご相談いただければと思います。

